

議案第94号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

平成25年6月12日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
D第676号線	55 92	4 50	さいたま市南区辻四丁目1951番3地先	さいたま市南区辻四丁目1951番3地先	
D第677号線	70 12	4 50	さいたま市南区辻四丁目1949番3地先	さいたま市南区辻四丁目1949番3地先	
I第421号線	234 74	6 00 ～ 6 60	さいたま市浦和区前地一丁目1番1地先	さいたま市南区大谷場一丁目39番3地先	
22533号線	78 21	4 00	さいたま市見沼区大字東門前字原407番1地先	さいたま市見沼区大字東門前字原407番8地先	
22534号線	87 77	4 00	さいたま市見沼区大字東門前字原404番1地先	さいたま市見沼区大字東門前字原404番11地先	
32716号線	67 62	4 30	さいたま市大宮区三橋一丁目361番28地先	さいたま市大宮区三橋一丁目361番17地先	
32717号線	58 39	4 00	さいたま市北区日進町二丁目238番10地先	さいたま市北区日進町二丁目238番5地先	
32718号線	88 87	4 00	さいたま市西区宮前町155番1地先	さいたま市西区宮前町153番6地先	
41689号線	95 13	2 95 ～ 4 00	さいたま市西区三橋五丁目2186番1地先	さいたま市西区三橋五丁目2188番地先	
41690号線	29 16	1 82	さいたま市西区大字水判土字原363番2地先	さいたま市西区大字水判土字原361番地先	
3595号線	38 67	4 50	さいたま市岩槻区原町1482番7地先	さいたま市岩槻区原町1482番4地先	
6650号線	165 50	6 00	さいたま市岩槻区大字釣上新田字上1504番12地先	さいたま市岩槻区大字釣上新田字上1504番2地先	

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
6 6 5 1 号 線	76 90	5 00	さいたま市岩槻区大 字釣上新田字上15 04番47地先	さいたま市岩槻区大 字釣上新田字上15 04番42地先	
6 6 5 2 号 線	81 01	5 00	さいたま市岩槻区大 字釣上新田字上15 04番35地先	さいたま市岩槻区大 字釣上新田字上15 04番28地先	